

令和 7 年
12 月高浜市議会定例会
議案書（追加分）

議案第 79 号

高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 12 月 17 日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

第 1 条 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 37 年高浜町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
(期末手当の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正

後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この案は、高浜市議会の議員に係る期末手当の支給割合を改定するためであります。

議案第 80 号

高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 1 月 17 日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）

第 1 条 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 37 年高浜町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 177.5」を「100 分の 175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。
(期末手当の内扱)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後

の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

この案は、常勤特別職の職員に係る期末手当の支給割合を改定するためであります。

議案第81号

高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり高浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものとする。

令和7年12月17日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（高浜市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 高浜市職員の給与に関する条例（昭和39年高浜町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第3号中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同項第4号中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同項第5号中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同項第6号中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同項第7号中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同項第8号中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同項第9号中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同項第10号中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同項第11号中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同項第12号中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同項第13号中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第19条第2項中「4, 400円」を「4, 700円」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の12.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
員以 外の 職員	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	

	2 6	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700	
	2 7	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300	
	2 8	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900	
	2 9	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600	
	3 0	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400	
	3 1	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800	
	3 2	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500	
	3 3	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000	
	3 4	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	
	3 5	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	
	3 6	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	
	3 7	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	
	3 8	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	
	3 9	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	
	4 0	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	
	4 1	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	
	4 2	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	
	4 3	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	
	4 4	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	
	4 5	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	
	4 6	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
	4 7	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
	4 8	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
	4 9	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
	5 0	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
	5 1	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
	5 2	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
	5 3	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
	5 4	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
	5 5	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
	5 6	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
	5 7	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
	5 8	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
	5 9	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		

	6 0	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
	6 1	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
	6 2	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
	6 3	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
	6 4	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
	6 5	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
	6 6	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
	6 7	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
	6 8	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
	6 9	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
	7 0	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
	7 1	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
	7 2	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
	7 3	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
	7 4	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
	7 5	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
	7 6	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
	7 7	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
	7 8	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
	7 9	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
	8 0	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
	8 1	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
	8 2	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
	8 3	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
	8 4	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
	8 5	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
	8 6	266, 200	305, 800	355, 700					
	8 7	266, 500	306, 100	356, 100					
	8 8	266, 800	306, 400	356, 500					
	8 9	267, 100	306, 700	356, 700					
	9 0	267, 400	307, 000	357, 100					
	9 1	267, 700	307, 300	357, 500					
	9 2	268, 000	307, 600	357, 900					
	9 3	268, 300	307, 800	358, 100					

9 4		308, 000	358, 400					
9 5		308, 300	358, 800					
9 6		308, 700	359, 100					
9 7		308, 900	359, 400					
9 8		309, 200	359, 800					
9 9		309, 500	360, 200					
1 0 0		309, 900	360, 600					
1 0 1		310, 100	361, 100					
1 0 2		310, 400	361, 500					
1 0 3		310, 700	361, 900					
1 0 4		311, 000	362, 300					
1 0 5		311, 200	362, 800					
1 0 6		311, 500	363, 200					
1 0 7		311, 800	363, 500					
1 0 8		312, 100	363, 800					
1 0 9		312, 300	364, 200					
1 1 0		312, 600						
1 1 1		313, 000						
1 1 2		313, 300						
1 1 3		313, 500						
1 1 4		313, 700						
1 1 5		314, 000						
1 1 6		314, 400						
1 1 7		314, 600						
1 1 8		314, 800						
1 1 9		315, 100						
1 2 0		315, 400						
1 2 1		315, 700						
1 2 2		315, 900						
1 2 3		316, 200						
1 2 4		316, 500						
1 2 5		316, 800						

員	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ただし、第25条に規定する職員を除く。

第2条 高浜市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年高浜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

給料表

職種	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
1 一般行政事務 (他の職種の区分 の適用を受けない 者を含む。)、保 育士教諭職	1	195,800円	
	2	196,900円	
	3	198,100円	
	4	199,200円	
	5	200,300円	
	6	202,000円	
	7	203,600円	
	8	205,200円	
	9	206,700円	
	10	208,400円	
	11	210,000円	
	12	211,600円	

	1 3	2 1 3, 1 0 0 円
	1 4	2 1 4, 8 0 0 円
	1 5	2 1 6, 5 0 0 円
	1 6	2 1 8, 2 0 0 円
	1 7	2 1 9, 4 0 0 円
	1 8	2 2 1, 0 0 0 円
	1 9	2 2 2, 6 0 0 円
	2 0	2 2 4, 1 0 0 円
	2 1	2 2 5, 6 0 0 円
2 家庭児童相談員 その他のフルタイ ム会計年度任用職 員で市長が規則で 定めるもの	1	2 4 2, 0 0 0 円
	2	2 4 3, 3 0 0 円
	3	2 4 4, 7 0 0 円
	4	2 4 6, 1 0 0 円
	5	2 4 7, 5 0 0 円
	6	2 4 8, 9 0 0 円
	7	2 5 0, 3 0 0 円
	8	2 5 1, 7 0 0 円
	9	2 5 3, 1 0 0 円
	1 0	2 5 4, 3 0 0 円
	1 1	2 5 5, 6 0 0 円
	1 2	2 5 6, 9 0 0 円
	1 3	2 5 8, 1 0 0 円
	1 4	2 5 9, 3 0 0 円
	1 5	2 6 0, 5 0 0 円
	1 6	2 6 1, 7 0 0 円
	1 7	2 6 2, 8 0 0 円
	1 8	2 6 3, 9 0 0 円
	1 9	2 6 5, 0 0 0 円
	2 0	2 6 6, 1 0 0 円
	2 1	2 6 7, 0 0 0 円
	2 2	2 6 8, 0 0 0 円
	2 3	2 6 9, 0 0 0 円
3 外国人児童生徒 の通訳者その他の	1	3 1 5, 7 0 0 円
	2	3 1 5, 9 0 0 円

フルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定めるもの	3	316,200円	
	4	316,500円	
	5	316,800円	
4 保健師、助産師、看護師、准看護師	1	243,400円	263,400円
	2	245,400円	264,400円
	3	247,400円	265,200円
	4	249,400円	266,100円
	5	251,400円	266,900円
	6		268,000円
	7		269,100円
	8		270,000円
	9		270,800円
	10		271,500円
	11		272,200円
	12		273,000円
	13		274,100円

(高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年高浜市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円

第10条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第5条 高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.5」に改める。

25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（高浜市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第15条第2項、第19条第2項及び別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定（高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条において準用する場合及び第26条第2項の規定により給与条例第15条第2項の例による場合を含む。）は令和7年4月1日から、第1条の規定（給与条例第20条及び第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定（会計年度任用職員給与条例第14条第1項、第14条の2第1項、第22条第1項及び第22条の2第1項において準用する場合を含む。）は同年12月1日から適用する。

3 第3条の規定による改正後の会計年度職員給与条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

4 第4条の規定（高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員採用条例」という。）第8条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員採用条例の規定は令和7年4月1日から、第4条の規定（任期付職員採用条例第10条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員採用条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の会計年度任用職員給与条例及び第4条の規定による改正後の任期付職員採用条例の規定を適用する場合においては、これらの規定による改正前の給与条例、会計年度任用職員給与条例及び任期付職員採用条例の規定に基づいて支給された給与は、これらの規定による改正後の給与条例、会計年度任用職員給与条例及び任期付職員採用条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

この案は、今年度の人事院勧告に基づき、給料表の改定等を行うためであります。